

# 陸前高田市教職員 働き方改革プラン (2025～2027)

教職員が「働きがい」のある  
職場づくりを目指して  
～子どもの笑顔のために～



令和7年9月

令和8年3月改訂

陸前高田市教育委員会

## 目 次

1	趣旨（はじめに）	1	
2	「働き方改革」の目的	1	
3	プランの期間	1	
4	プランの目標	1	
5	取組の方向性	2	
I 市立学校の取組			
(1) 管理職員の適切なマネジメントの推進			
	ア 業務改善に向けた学校マネジメントの推進	2	
	イ 長時間勤務者の要因分析の実施	2	
	ウ 部活動の適正な運営	2	
(2) 教職員の健康管理の取組			
	ア 管理職員の面談による教職員の状況把握	3	
	イ 衛生委員会の効果的活用	3	
(3) 学校における業務改善の推進			
	ア 学校行事の見直し	3	
	イ 会議の効率化	3	
(4) 学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化等の推進			
	ア 団体業務の負担軽減	3	
	イ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	3	
II 市教育委員会の取組			
(1) 学校の取組支援			
	ア 陸前高田市立小中学校衛生委員会の開催	3	
	イ 保護者・地域社会の理解促進のための普及啓発	4	
(2) 環境整備			
	ア チーム学校としての推進	4	
	イ 事務の共同実施の推進	4	
	ウ 会議、研修、調査、研究指定等の精選	4	
	エ ICT等の活用	4	
	オ 部活動の適正な運営	5	
	カ 部活動の段階的な地域クラブ活動への移行	5	
(3) 教職員の健康確保等の取組			
	ア 勤務時間の適正管理	5	
	イ 夏季・年末年始等の学校閉庁日等の設定	5	
	ウ 心とからだの健康対策	5	
(4) その他			5
6	プランの推進	5	
【参考資料1】市立学校における教員の時間外在校等時間の状況		6	
【参考資料2】3分類に基づく19の取組		7	

## 1 趣旨（はじめに）

急激に進む少子化、不登校やいじめ問題、ICT教育の充実、教育的支援を要する児童生徒への対応等、近年、学校をとりまく社会情勢が変容していく中で、教職員の担う役割は多様化、複雑化しており、全国的に教職員の長時間勤務が喫緊の教育的課題となっております。

陸前高田市教育委員会（以下「市教委」という。）では、令和4年2月に、「陸前高田市教職員働き方改革プラン」を策定し、3年間の取組期間において、学校の取組と教職員の負担軽減・健康確保等に重点的に取り組んできました。これまで、取組によりある程度の成果は見られた一方、教職員の担っている業務量、長時間勤務の実態は未だ深刻な状況にあり、学校における働き方改革はまだ改善途上にあると言えます。

岩手県教育委員会においても、令和6年度から令和8年度までを取組期間とする「岩手県教職員働き方改革プラン（2024～2026）」を策定し、学校における働き方改革の実現に向けた取組を一層強力に推進することとしています。

陸前高田市立小中学校教職員（以下「教職員」という。）の働き方改革をより一層推進し、教職員が健康的にやりがいをもって、子どもたちに向き合うことができる学校教育環境を整備することが、児童生徒へのより質の高い学校教育の提供につながるものと捉え、本プランを策定します。

また、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）が改正され、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務付けられたことを踏まえ、この計画を本プランに位置付けるため、一部改正を行います。

## 2 「働き方改革」の目的

本プランの目的は、教職員の働き方を見直し、心身の健康の保持と、誇りとやりがいをもって職務を遂行できる環境を整備し、「教職員のウェルビーイング」を確保するとともに、本市の未来を担う大切な子どもたちに、質の高い教育を持続的に提供できるよう努めていきます。

## 3 プランの期間

このプランは、岩手県の「岩手県教職員働き方改革プラン」を踏まえた対策を講じることとし、令和7年度から令和9年度までの3か年度を対象として取組を進めます。

## 4 プランの目標

時間外在校等時間を規則に定める上限内とすることを段階的に実現するため、プラン期間（令和7年度～令和9年度）における目標を下記のとおりとします。

### (1) 【定量的目標】教職員の時間外在校等時間の縮減

ア 時間外在校等時間が80時間以上の者を令和9年度までにゼロにすることを目指す。

イ 時間外在校等時間（週休日の部活動従事時間を含む。）が月45時間超、年360時間超の者を下記のとおり段階的に縮減する。

時間外在校等時間	令和7年度	令和8年度	令和9年度
月45時間超	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度実績
年360時間超	より減少	より減少	より減少

ウ 令和7年6月に給特法が改正された趣旨を踏まえ、令和8年度からの努力目標を下

記のとおりとします。

**【努力目標】**

教員 1 人あたりの時間外在校等時間の月平均 30 時間程度

**(2) 【定性的目標】業務への充実感や健康面での安心感の向上、教職員のウェルビーイングの確保**

令和 9 年度において、以下の項目に係る肯定的実感が、令和 7 年度から向上することを目指します。

**【目標に関連するアンケート項目】**

- ・ 授業や授業準備に集中できている。
- ・ 健康でいきいきと業務を行っている。
- ・ 業務にやりがいを感じている。
- ・ 自分の家庭のために時間を十分に確保できている。
- ・ 自分自身の自由な時間を確保できている。

**5 取組の方向性**

各学校、市教委において、以下の取組を展開します。

**I 市立学校の取組**

市立学校の取組については、市立学校が主体となって実施する以下の取組を市教育委員会が実施する取組と両輪となって進めます。

**(1) 管理職員の適切なマネジメントの推進**

**ア 業務改善に向けた学校マネジメントの推進**

各学校において、本プランの内容を踏まえ、それぞれの取組目標や具体的取組を策定し、PDCAを生かしながらプランを推進します。

また、柔軟なチーム体制の構築等、「チーム学校」としての学校運営の工夫を行っていきます。

**イ 長時間勤務者の要因分析の実施**

校務支援システムの出退勤管理の状況を把握・分析し、教職員間の業務平準化、業務のスクラップアンドビルド等の時間外在校等時間の縮減に向けた取組や、心身不調の未然防止に向けた取組を実施します。

**ウ 部活動の適切な運営**

「岩手県における部活動の在り方に関する方針」を踏まえた市の方針による基準を遵守し、部活動休養日を設けるほか、育成会と連携を図りながら、部活動の適切な運営を推進します。

**市の方針による基準**

- ・ 週当たり 2 日以上（平日 1 日以上、週末 1 日以上）の休養日を設ける。
- ・ 1 日の活動時間は、長くとも平日 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度とする。

## (2) 教職員の健康管理の取組

### ア 管理職員の面談による教職員の状況把握

管理職員は、全教職員と面談等の機会を設け、所属職員の勤務状況や、心身の健康状態を把握し、必要に応じて対応を行います。

### イ 衛生委員会の効果的活用

衛生委員会を機能的に活用し、働き方改革の取組の方向性や具体的な業務削減の内容について協議するなど、各校の実効的取組につなげます。

## (3) 学校における業務改善の推進

### ア 学校行事の見直し【3分類】

活動の目的や教育的効果を十分に考慮し、真に必要な業務は何かという視点から必要性を十分に見極めた上で、継続可能な見直しを検討・実施します。

### イ 会議の効率化

校務D Xの推進、説明項目の精選等、会議時間の短縮に係る方法により、他の業務を行うための時間を作り出します。

## (4) 学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化等の推進

### ア 団体業務の負担軽減

部活動関係団体、P T A、同窓会等の事務局事務について、学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化や、適切な役割分担を進めるよう、各団体と連携・協議していきます。

### イ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進【3分類】

地域人材による部活動指導、登下校の見守り、学習支援のバックアップなど地域とともにある学校づくりに係る各種教育活動の実施及び地域住民等との連絡調整を行う地域コーディネーターの配置等により、教職員の負担軽減や、学校と地域とが一体となった学校づくりに取り組むことができるよう、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進します。

## II 市教育委員会の取組

### (1) 学校の取組支援

#### ア 陸前高田市立小中学校衛生委員会の開催

教職員の安全及び健康の確保、並びに快適な職場環境の形成の促進を図るため、衛生委員会を開催し、方策の検討を行い、学校の取組支援につなげます。

備考：【3分類】は、「学校と教師の業務の3分類」に対応した取組（P7参照）

## イ 保護者・地域社会の理解促進のための普及啓発【3分類】

保護者や地域住民等に理解を深めてもらうため、教職員の働き方改革の取組をPTA連合会等と連携しながら、啓発活動を進めていきます。

## (2) 環境整備

### ア チーム学校としての推進【3分類】

教職員の負担を軽減するため、教職員をサポートする専門スタッフの配置・派遣をします。

- ・特別支援教育支援員
- ・巡回支援相談員
- ・スクールカウンセラー
- ・ICT支援員
- ・教育相談員
- ・適応教室指導員
- ・教育支援センター支援員
- ・図書館教育指導員
- ・部活動指導員
- ・ALT
- ・幼児ことばの教室指導員
- ・学校用務員（会計年度任用職員）

### イ 事務の共同実施の推進

適正かつ効率的、機動的な学校事務執行体制の確立と、教育活動へのきめ細やかな支援を行うことを目的に、給与・旅費等の事務の共同実施を引き続き実施し、事務職員の負担を軽減するとともに事務処理の適正化や学校間の連携強化等を図ります。

また、令和8年度からは、新たに「陸前高田市立小中学校共同学校事務室」を設置することとし、学校事務に係る業務を共同処理することにより、事務の効率化を進めるとともに、教員の事務負担を軽減し、きめ細かな学習指導の支援を図ります。

### ウ 会議、研修、調査、研究指定等の精選【3分類】

様々な調査依頼の見直し、市教委主催の研修会開催方法の検討や会議等の精選を行います。

また、学校が作成する計画や報告文書、押印の必要性等を見直し、整理・統合、様式の見直しを行います。

### エ ICT等の活用【3分類】

計画的にICT環境の整備を進めるとともに、ICT機器及びアプリの運用や活用に関する問い合わせに対応するほか、教科指導及び校務において効果的な活用ができるよう、ICT活用に関する学校支援への対応を行います。

また、生成AIを活用した効果的な学校運営を促進するほか、校務支援システム及びメール配信システムの効果的な活用を促進します。

### オ 部活動の適正な運営【3分類】

部活動を担当する教員の負担軽減及び部活動の質的な向上を図るため、中学校へ部

活動指導員を配置します。

### カ 部活動の段階的な地域クラブ活動への移行【3分類】

「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」に基づき、関係機関と連携すると同時に、陸前高田市立中学校部活動の在り方検討委員会を開催し、地域によるスポーツ・文化芸術活動の体制の整備を促進します。

## (3) 教職員の健康確保等の取組

### ア 勤務時間の適正管理

校務支援システムにより、客観的に教職員の勤務時間を把握し、時間外在校等時間の状況について、市校長会議において情報共有を行うことで、時間外勤務時間の見える化を図ります。

### イ 夏季・年末年始等の学校閉庁日等の設定

夏季・年末年始の休業期間において年次有給休暇を確保できるように、緊急時の連絡体制を構築しつつ、一定期間の学校閉庁日の設定を実施していきます。

- ・夏季：お盆期間中、祝日を除く4日程度（具体的な期間は毎年検討）
- ・年末年始：12月29日～1月3日（6日間）

### ウ 心とからだの健康対策

県教育委員会の専門医によるメンタルヘルス相談窓口への相談を積極的に勧めるほか、「ストレスチェック」を継続し、高ストレス者の医師面談体制を確保します。

また、本プランの取組の効果及び教職員の現状を把握するため、毎年度アンケートを実施します。

## (4) その他

教育効果のより一層の充実のため、県教育委員会に加配等の人材確保の要望を行っていきます。

## 6 プランの推進

- ・プランの目的実現に向けて、市内の教職員一人ひとりが計画内容を共有できるよう、市内小中学校に周知し、浸透を図ります。
- ・プランの取組に係る総合調整は、市教委事務局学校教育課で行います。
- ・年度ごとに、プランの取組に係る進捗状況や時間外在校等時間の推移の把握、目標達成状況の見える化を図り、目標や具体的取組の見直しを行いながら、プランを着実に推進します。
- ・年度ごとのプランの取組状況や目標達成状況は、陸前高田市総合教育会議で報告し、その内容をホームページに掲載します。

## 【参考資料 1】市立学校における教員の時間外在校等時間の状況

### 1 教員 1 人あたりの時間外在校等時間の月平均（単位：時間）

年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	35	40	38.8	28.5	29.7	28.9	28.6	29.0
中学校	65	59	51	37.9	42.2	44.8	44.6	38.6

### 2 時間外在校等時間が月 80 時間以上の教員の割合（単位：％）

年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	2	2.1	3.2	0	0.1	0	0	1.1
中学校	24	21.7	6.8	2.3	6.7	2.5	4.5	5.7

### 3 2のうち、時間外在校等時間が月 100 時間以上の教員の割合（単位：％）

年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	0	1	1	0	0	0	0	0
中学校	8	10.8	2.2	1.6	3.3	0	1.9	1.1

### 4 時間外在校等時間が月 45 時間超の教員の割合（単位：％）

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	24.7	6.1	10.2	4.5	9.9	21.7
中学校	47.7	37.2	39.2	47.2	43.6	42.9

### 5 年間 360 時間超の教員の割合（単位：％）

年度	R3	R4	R5	R6
小学校	53.5	49.4	49.4	50.6
中学校	65	97.1	91.4	77.1

## 【参考資料2】3分類に基づく19の取組

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年9月25日 文部科学省告示114号）に基づく「学校と教師の業務の3分類」

### 学校と教師の業務の3分類

別添4

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・  
取り組むべきことは何か、  
話し合うことが大切です。



#### 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

#### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

#### 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のつち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進